

判決年月日	平成18年5月31日	担当部	知的財産高等裁判所 第4部
事件番号	平成17年（ネ）10091号		
○ 甲（原告・被控訴人）が、乙（被告・控訴人）に対し、乙からの委託で国・地域別旅行案内書等を制作して納品し、その報酬を請求したところ、乙が、甲の納品した書籍中の空港案内図は訴外丙の著作権を侵害し又は利用していたため、乙は丙に対し解決金を支払わざるを得なくなったから、その支払った限度で甲の報酬請求は存しないとして争った事案において、丙の著作権の侵害はない（一審判決に同じ）ものの、当該制作委託契約には、著作権の侵害に至らなくとも、著作権侵害の疑義を受けるような模倣・複製をしない旨の付随的な債務があったと認められるとして、報酬の約15パーセント相当額について、乙の相殺の抗弁を一部採用した事案			

（関連条文）民法644条、著作権法第7章

1 乙（被告・控訴人）は、当審において、甲（原告・被控訴人）には「他人の出版物を模倣・複製しない義務」があると主張する（乙は、「乙が他社の成果物を著作権侵害と疑義を受ける程度に複製・模倣して出版することは、…社会的信用を著しく損なうもの…」とも主張しており、甲に対し、「著作権侵害との疑義を受ける程度に他人の出版物を模倣・複製しない義務」をも主張するものと解される。）。)

2 なお、上記義務が書籍の制作委託契約上当然に生じる一般的義務であるとする乙の主張は、当裁判所も採用しない。

3 そこで、本件制作委託契約における合意内容に照らし、甲に上記義務があるか否かについて、検討する。

(a) 本件制作委託契約にまつわる事情としては、原判決が認定するとおりである。

(b) 以上の事実関係に立って検討するに、乙と甲との間において、甲が現地取材をして、本件委託に係る制作を行うことが合意されたものと認められる。そして、訴外丙から本件書籍について著作権に関する問題が指摘された後に作成された合意書ではあるが、甲は「他の著作物の著作権を侵害したり、他の著作物の掲載情報を使用したりすることをしない」との合意がされたことも認められる。

もっとも、旅行案内書の制作は、可能な限り数多くの資料を収集して分析・検討して行うのが通常であり、かつ、そのような分析・検討を行うことは、質の高いものを制作するために、社会的にみても有効適切な手段であり、望ましくもあるのであるから、上記のような事情があるからといって、直ちに、本件制作委託

契約の合意内容としても、他人の出版物を利用ないし使用したり模倣・複製する行為が、程度のいかんを問わず一切禁止されるというほどの合意が成立していたものと推認することは合理的ではない。

他方、旅行案内書の制作・発行の業務を含む出版業界においては、著作権の保護の問題は、業務の根幹に係わる問題であり、最終的に司法手続によって著作権侵害であるとの確定判断がされる事態に至らなくとも、他社から相当程度に合理的な根拠に基づいて著作権侵害の警告ないし苦情が申し入れられるような事態を引き起こすこと自体、著作権を扱う業務であるだけに、出版業者としての信用が傷つくであろうことは容易に推察されるところであって、この業界に身を置く者としては、そのような事態を含めて、著作権紛争を未然に防止ないし回避しようとするのが合理的な行動であると認められる。

このような事情をふまえて、前記認定事実を検討するならば、確かに、現地取材を行うとの約定自体は、直ちに他社の案内図を参照することを禁ずることを意味するものではないが、現地取材を行うことにより、他社の案内図とは自ずと異なったものが制作されることが期待され、これによって、他社から相当程度に合理的な根拠に基づいて著作権侵害の警告ないし苦情が申し入れられるような事態を回避し得る可能性が高まるのであって、現地取材の約定は、上記のような事態を回避しようという趣旨の一つの現れであると理解し得る（A社が独自の現地取材によって知り得た有用性の高い詳細情報を盛り込んだ案内図について、B社がこれを参照して当該詳細情報に基づいた案内図を制作したとすると、結果的に本件のように著作権侵害が成立しない場合であっても、著作権侵害の成否を巡ってA B間に紛議が生じ得る事態は回避し難いが、B社が独自の現地取材によってこれを調査確認して敷衍すれば、そのような事態の多くは回避することができるであろう。）。また、合意書における「他の著作物の著作権を侵害したり、他の著作物の掲載情報を使用したりすることをしない」との合意も、訴外丙との紛争が生じた後の合意であり、かつ、他の著作物の掲載情報の一切の使用を禁じる合意が成立したというには、前記実情等に照らして無理があるとしても、そのような文言により、他社から相当程度に合理的な根拠に基づいて著作権侵害の警告ないし苦情が申し入れられるような事態を回避しようという趣旨のものとして、従前からの認識が確認されたものと理解するのが相当である。

(c) 以上の諸事情を総合勘案するならば、本件制作委託契約には、甲において、著作権侵害に至らない態様であっても、相当程度に合理的な根拠に基づいて著作権侵害との疑義を受けるような態様で、他人の出版物を模倣・複製しない旨の付随的な債務があったものというべきである。

4　そして、甲が訴外丙の空港案内図に依拠して本件空港案内図を制作したことは明白であり、しかも、両者が共通する部分が多数に上るのであって、著作権侵害の成否を左右する創作性の有無は判断者によって微妙に異なることも少なくないことを考えると、結果的に著作権侵害は否定されるが、訴外丙から乙に対する著作権侵害の指摘は、相当程度に合理的な根拠に基づいてなされたものといわざるを得ない。そうすると、甲は、上記の本件制作委託契約に伴う付随的な債務に違反したものであり、甲は、乙に対し、債務不履行に基づき、相当な損害を賠償すべき債務がある。

5　その損害については、乙が訴外丙との紛争解決の手續に要した費用の限度であるというべきである（乙が早期かつ円滑な紛争解決のために自らの判断に基づき著作権侵害を前提として訴外丙に支払った金員は乙が負担すべきものである。）。そして、その費用相当額は、諸般の事情を勘案すると、本件制作委託報酬の約15パーセントに相当する130万円をもって相当な損害であると認めることができる。

乙の相殺の抗弁は、その限度で理由がある。